



## EU によるロシア追加制裁

こちらは、英文記事「[Additional sanctions imposed by the EU on Russia](#)」（2022年10月11日付）の和訳です。

EU は 2022 年 10 月 6 日、ロシアのウクライナに対する継続的な軍事侵攻への対応として、第 8 次制裁パッケージを採択しました。

多数の[規則と決定が発表](#)されましたが、クラブとメンバーの皆様にとって特に重要なのは、理事会規則 2014/833 を再改訂した[理事会規則 \(EU\) 2022/1904](#) です。



同規則には、多数の新たな個人・団体の資産凍結と、海運に特に関連する以下の規定が含まれています。

### ロシア船級協会

ロシア船級協会は、同規則の附属書 XIX に記載されたロシア国有企業リストに追加され、第 5aa 条に基づく制限の対象となりました。その結果、EU の事業者は、ロシア船級協会との直接または間接的な取引が禁止されますが、2022 年 10 月 7 日以前に締結された契約または、その契約の履行に必要な付随契約の履行を可能にするために、2023 年 1 月 8 日までの猶予期間が設けられています。

さらに、ロシア船級協会の認証を受けている船舶は、第 3ea 条により、2023 年 4 月 8 日以降 EU に寄港することができなくなります。

### 鉄鋼製品

附属書 XVII に記載された鉄鋼製品は、第 3g 条により、非 EU 諸国を含むいかなる国への輸送も禁止されていますが、この鉄鋼製品のリストが大幅に拡大されました。

また、第三国で加工されたものであってもロシア原産の鉄鋼を含む附属書 XVII に記載された鉄鋼製品について、輸入または購入を 2023 年 9 月以降禁止する新たな制限も追加されました。

これらの規定はすべて、EU 事業者による保険および再保険サービスの提供の禁止を含みます。したがって、メンバーの皆様が同規則の直接的な影響を受けない（EU 域外に拠点を置いているなど）と

しても、クラブはこれらの活動に従事するための保険カバーを提供できない可能性があることに留意してください。

特定の鉄鋼製品に関しては、除外および例外規定が追加されています。

## 製品リスト

附属書 XXI に記載されているロシアに多大な収益をもたらす禁止品目（第 3i 条）のリスト、および附属書 XXIII に記載されているロシアの産業能力強化に寄与する禁止品目（第 3j 条）のリストが大幅に拡大されました。ただし、両附属書の一部の物品については、2022 年 10 月 7 日以前に締結された契約またはその契約の履行に必要な付随契約の履行を可能とするために、2023 年 1 月 8 日までの猶予期間が設けられています。

## 原油および石油製品

ロシアの原油および石油製品（以下、総称して「ロシア油」）の輸送に関していくつかの重要な明確化がなされたほか、当該規則は、EU による対ロシア制裁が G7 による価格上限設定にどのように関係してくるかについても明確に示しています。

以前ご案内したとおり、ロシアの原油（CN コード 2709 00）および石油製品（CN コード 2710 内で定められたもの）の EU 域内への輸送、およびこれらの貨物の輸送に関連する保険・再保険の提供は第 3m 条によって禁止されていますが、特定の状況下では原油は 2022 年 12 月 5 日まで、石油製品は 2023 年 2 月 5 日まで適用除外が認められました。

これらの貨物の EU 域外への輸送に対する保険・再保険の提供も同様に禁止されていますが、第 3n 条により、原油・石油製品いずれの貨物についても、保険契約が 2022 年 6 月 4 日以前に締結されている場合は 12 月 5 日まで免除が認められるとされていました。すなわち、石油製品の輸送は許可されている一方で、石油製品への保険・再保険の提供は 2022 年 12 月 5 日以降は禁止されることになっていました。詳細は EU の第 6 次制裁パッケージに関する 2022 年 7 月付 [Member Circular no. 6/2022](#) をご参照ください。この問題は今回発表された規則によって解決され、CN2710 に該当するロシア製品の輸送に関連する保険・再保険の猶予期間は、2023 年 2 月 5 日まで延長されることになりました。

また、第 3n 条 (3) は、保険契約が 2022 年 6 月 4 日以前に締結され、保険カバーが該当する猶予期間の終わりまでに終了している限りにおいて、2022 年 12 月 5 日以前のロシア原油の輸送や、2023 年 2 月 5 日以前の石油製品の輸送に関連する保険金の支払いが認められることを明確にしています。

## G7による価格上限設定

簡単に説明すると、G7は油価格の上昇を抑制するために、ロシア油の世界市場への輸出は維持する一方で、販売価格に上限（価格は未定）を設定して、販売によりロシアが得る収入を制限する仕組みを導入しようとしています。保険会社および再保険会社は、上限価格以下で販売される貨物の輸送に保険を提供することが認められますが、上限価格より高値で販売される貨物の輸送に対する保険提供は禁止されます。

この価格上限設定がどのように機能するかについて詳細はまだ明らかになっていません。この点については順次最新情報をお知らせします。なお、同規則は、この価格上限設定がEUの対ロシア制裁とどのように作用し合うかを説明しています。

現状では、ロシアの原油と石油製品のEU域内への輸送はそれぞれ2022年12月5日と2023年2月5日から禁止されますが、ロシアから第三国への当該貨物の輸送は許可されます（ただし、EUの保険会社および再保険会社は輸送のための保険カバーを提供することは禁止されます）。

EUの理事会が価格上限について合意し、修正理事会決定として公表した場合、このような輸送は施行日以降原則禁止となります。ただし、EUの船舶がEU域外の仕向地にロシア油を輸送することは認められ、EUの保険会社および再保険会社は、1バレルあたりの購入価格が公表された価格上限を超えない場合に限り、EU船舶および非EU船舶によるロシア油の輸送に対して保険カバーを提供することが可能になります。

価格上限が変更された場合は、変更日以前に締結された契約であれば、（その契約が変更前の価格上限を満たしている場合に限り）90日間の猶予期間が認められます。

最後に、第3n条の禁止事項は、海上安全のために必要な水先人サービスの提供および附属書XXIX記載のサハリン2プロジェクトにおける日本への特定貨物の輸送には適用されないことが明確にされています。

以前ご案内したように、EUの制裁措置は、適用対象を次のとおり定めています。「EUの領域内（領空を含む）」、「EU加盟国の管轄下にある航空機または船舶内」、「所在地を問わずEU加盟国の国民である個人」、「所在地を問わずEU加盟国の法律に基づいて設立された法人・事業体または団体」、「EU域内で全部または一部が行われる事業に関与する法人・事業体または団体」。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gardは本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。